

■ AIU 米国留学生保険（海外旅行保険・個人包括賠償責任保険）の概要

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	傷害死亡保険金額の全額を指定された方(死亡保険金受取人)にお支払いします。指定のない場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 すでに支払った(傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。)	①次のような原因により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・脳疾患・疾病、心神喪失 ・妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置(ただし、弊社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合を除く) ・自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ②わらう症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など
後遺障害	旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 注 保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	①次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用を除きます。) ・自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故(死亡した場合の救援費用を除きます。) ・外科的手術その他の医療処置(ただし、弊社が保険金を支払うべき傷害または疾病を治療するためにはこの限りではありません。) ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ②わらう症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など
治療・救済費用(カイロプラクティック等にかかわる費用(救済費用追加担保特約セット))	●傷害治療費用部分 旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき ●疾病治療費用部分 ①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内(発病した病気)」(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」でお支払いできる場合には、この限りではありません。) ②旅行行程中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始されたとき ③旅行行程中に発病した感染症(コレラ、マラリア、回腸熱、熱、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症(いづれも。))により旅行行程が終了した日からの日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始されたとき ●救済費用部分 ①「旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で死亡した日」からその日を含めて180日以内に死亡したとき ・旅行行程中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として死亡したとき ・旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を受けた場合に限ります。))が原因で旅行行程が終了した日からの日を含めて30日以内に死亡したとき ②旅行行程中の偶然な事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」でお支払いできる場合には、この限りではありません。))が原因で継続して3日以上入院したとき ③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、旅行行程中の偶然な事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要となる場合、旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき ④妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気(ただし、継続して3日以上入院したとき(ただし、保険期間が31日までの契約に限ります。))	●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき、被保険者が実際に支出した費用で、弊社が妥当と認める次の費用を治療・救済費用保険金額の範囲内でお支払いします。(ただし、ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。) ①診療書関係(保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。)、緊急移送費、ホテル客室料(治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料)、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために実際に支出した金額。 ②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費は5万円、合計で20万円を限度とします。 ③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために実際に支出した交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または貸与した金額を差し引きます。) ④法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ⑤家事従事者が帰国後も引き続き入院した場合に必要な同層の親族を一時的に保育費用、預け入れのための費用 注1 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者(治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者を含みます。))による治療を受けたときに実際に支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。 注2 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分についてお支払いできません。 ●救済費用部分 保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救済費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。(「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、300万円上限) ①捜索救助費用 ②遭難者の航空運賃などの往復運賃(救済者3名分まで) ③④に該当する場合、生死が判明した後および捜索・救助活動が必要となった後は除きます。 ⑤現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで)(ただし、保険金をお支払いする場合③に該当する場合、生死が判明した後および捜索・救助活動が必要となった後は除きます。) ⑥現地からの移送費用 ⑦遺体処理費用(100万円まで) ⑧諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で20万円まで)	①次のような原因により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・脳疾患・疾病、心神喪失 ・妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置(ただし、弊社が保険金を支払うべき傷害を治療するためにはこの限りではありません。) ・自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ②わらう症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など
疾病死亡	①旅行行程中に病気により死亡したとき ②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内(発病した病気)」(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。))により、旅行行程が終了した日からの日を含めて30日以内に死亡したとき(ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り。) ③旅行行程中に発病した感染症(上記疾病治療費用部分の①に記載の感染症)により旅行行程が終了した日からの日を含めて30日以内に死亡したとき	疾病死亡保険金額の全額を指定された方(死亡保険金受取人)にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。	①次のような原因により生じた病気 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ②妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気 ③歯科疾病 …など
個人賠償責任(長期用)	保険期間(保険のご契約期間)中の日常生活に起因する偶然な事故、または留学の目的のために供される宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負ったとき	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金などをお支払いします。 注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 注2 被保険者が責任無能力者の場合はその親権者などが法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いします。	①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の(アルバイトを含む)職業上の行為 ③自動車、船、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する事故 ④親族に対する損害賠償 ⑤心神喪失に起因する賠償責任 …など
生活用動産(長期用)	海外現地の宿泊、居住施設内に保管中の被保険者所有の家財、身の回り品および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品が、火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けたとき 注 次に掲げるものは保険の目的に含まれません。現金、小切手、プリペイドカード、商品券、クレジットカード、各種書類、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含む)、自動車、バイクおよびこれらの付属品、ヒッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンクグライダー・搭乗など、特に危険なスポーツおよびサーフィン、ウィンドサーフィン、その他これらに準ずるスポーツの用具、飲食料品、ガラス器具、美術品、国際間輸送中の生活用動産 など	●家財・身の回り品1個(1点・1組または1対)あたり20万円(乗車券・航空券などの場合は5万円)を限度として時価額(その損害が生じた地および時におけるその目的の価額)または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、保険金額をもって同一保険年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。 旅券については、旅券の再取得または渡航書の取得に要した交通費、ホテル客室料、手数料、電料料を損害額とします。(5万円まで)	次のような原因により生じた損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ・自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・戦争・内乱、盗難・没収、欠陥、自然の消耗、さび、変色 ・紛失、置き忘れ、詐欺・横領、修理、調整作業上のミス ・気象的・機械的の事故・塗料のはがれなど外観のみの損傷 ・国際間輸送中に生じた損害(携行を除く) ・コンピューター・データ・ウイルスにより生じた損害 …など

■ お問合せ先
株式会社 アイエヌコーポレーション
TEL 06-4705-4578(平日9:00~18:00)
http://www.aienu.com

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
歯科治療費用	旅行行程中に歯科疾病を発病し、歯科医師による歯科治療を開始された場合に保険金をお支払いします。(ただし、初年度契約については、保険期間の初日から90日までの間に発病した場合はお支払いの対象となりません。)	次の所定の費用のうち実際に支出した費用で弊社が妥当と認めた金額に縮小割合(50%)を乗じた額を歯科医師の治療を開始した日から180日を限度としてお支払いします。(保険期間が1年をこえる契約の場合には、保険年度を通じての支払の限度とします。) ①診察費、処置費および手術費 ②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用 注 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分についてお支払いできません。	①次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ②歯科治療を伴わない検査費用 ③予防治療、矯正治療(歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせなどの矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をい、顎関節症の治療を含みます。) …など

「歯科治療費用」について

●歯科治療費用についてはキャッシュレス・メディカルサービスがご利用になれません。

お客さまご本人に一度全額お支払いいただいた後、50%分を弊社まで保険金をご請求ください。

●留学中に歯科疾病を発病し、歯科医師による歯科治療を開始された場合に保険金をお支払いします。
※ただし、初年度契約については、保険期間の初日から90日までの間(待機期間)に発病した場合はお支払いの対象となりません。(2年以降の継続契約の場合は待機期間はありません。)

●歯科医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

●歯科医師による歯科治療のうち、予防治療、矯正治療(歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせ等の矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をい、顎関節症の治療を含みます)、歯科治療を伴わない検査費用はお支払い対象とはなりません。

●お支払いする保険金の総額は、歯科治療費用保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。

自己負担:5万円(50%) 保険金:5万円(50%)

90日 保険期間

×補償されません

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任	旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの(契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。)を壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 注2 被保険者が責任無能力者の場合でその親権者などが法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いします。	①次のような原因により生じた損害 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ・被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・自動車、船、航空機、銃器(空気銃を除きます。))の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・受託物に対する損害賠償責任(他人から借りたものを含みます。) ・汚染物質に起因する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金または懲罰的賠償金に対する損害賠償責任 …など
携行物品	旅行行程中に携行品(カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など)が、盗難・破損・火災などの偶然の事故にあつて損害を受けたとき 注 携行品は、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。次に掲げるものは保険の対象には含まれません。 現金、小切手、プリペイドカード、商品券、クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券、現金自動支払機用カード、各種書類、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含む)、自動車、バイクおよびこれらの付属品、サーフィン、ウィンドサーフィンなどの運動を行うための用具、またはヒッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンクグライダーなどの特に危険なスポーツなどを行っている間のそれらにあるものや別送品。 …など	携行品1つ(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などの場合は、事故後に支出した費用で合計5万円限度)を限度として損害額をお支払いします。お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 注1 旅行については、その再発または渡航書発給の費用(領事館に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、ホテル客室料をいいます。)を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。 注2 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。 注3 損害額とは、修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいいます。	次のような原因により生じた損害 ・携行品の置き忘れ、紛失 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ・自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 ・没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使 ・(火災消防、避難除害、空港などの安全確認検査)での錠の破壊を除きます。 ・携行品の欠陥または自然の消耗 ・コンピューター・ウイルスにより生じた損害 …など
航空機寄託手荷物遅延	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機)に限り、搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったとき	航空機到着後96時間以内に被保険者が負担した必要不可欠な以下の購入費をお支払いします。ただし、1回の寄託手荷物遅延につき、10万円または携行品損害保険金額のいずれか低い額をお支払いの限度とします。 ①衣類購入費(寄託手荷物に下着、寝着など必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用) ②生活必需品購入費(寄託手荷物に洗面用具、かみそり、歯ブラシなどの生活必需品が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用) ③上記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 ただし、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。	次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失または法令違反 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 …など
航空機遅延費用	出発地(または乗継地・着陸地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなど客室料、食料代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。ただし、1回の搭乗不能(または到着機の遅延)につき、宿泊を伴う場合は3万円、宿泊を伴わない場合は1万円をお支払いします。	出発地(または乗継地・着陸地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなど客室料、食料代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。ただし、1回の搭乗不能(または到着機の遅延)につき、宿泊を伴う場合は3万円、宿泊を伴わない場合は1万円をお支払いします。	次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失または法令違反 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命などの事変 ・放射能汚染 …など

個人包括賠償責任 独自部分

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(個人包括)	海外留学中に①宿泊中のホテルに損害をさせたり、火災・爆発によって借家を損壊して、法律上の賠償責任を問われた場合。 ②住定内(一時的に預かったもの(パーティ招待者責任を問われた場合。))の損壊(盗難は除きます。))し、賠償責任を問われた場合。 ③自動車事故による損害賠償金、現地自動車保険の支払い額を超過する場合。 ④その他日常生活に起因して他人をけがさせたり、他人のものをこわしたりして法律上の賠償責任を問われ、その損害額が海外旅行保険の賠償責任保険の支払限度額を超える場合。	1回の事故につき、支払限度額を限度として自己負担額を超えた部分の損害賠償金をお支払いします。ただし、住宅内で一時的に預かったものに与えた損壊については100万円が限度となります。 注1 自動車事故については、下記の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金をお支払いします。 ・事故発生地 アメリカ・カナダ 対人1人につき10万米ドル／対物1事故につき2万5千米ドル 上記以外 (いずれも属額・信託統治額を含みます。) 注2 賠償事故が発生した場合、すみやかに保険会社に報告したとき、賠償金額の決定は保険会社の事前承認を必要とします。	たとえば、 ①故意に他人に与えた損害 ②被保険者の親族に対する損害 ③被保険者の職務遂行に直接もつづく損害 …など
被害者治療費	住定内で乗客等がケガをしたときに賠償責任はないとしてもその医療費を負担した場合	被害者1名ならびに1事故について、支払限度額を限度として事故の日から3年以内に要した治療費をお支払いします。	